

京 都 大 学 学 生 生 活 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 委員会は、次の委員で組織する。</p> <p>(1) 厚生補導担当の副学長(以下「副学長」という。)</p> <p>(2) 各研究科、総合生存学館、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部ごとに教授又は准教授のうちからそれぞれ研究科長、総合生存学館長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長の推薦した者1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授又は准教授若干名</p> <p>2 必要があるときは、臨時に、前項第2号の委員の数を増加することができる。</p> <p>3 第1項第2号及び第3号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) <u>学生総合支援センター長</u></p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>2 必要があるときは、臨時に、前項第3号の委員の数を増加することができる。</p> <p>3 第1項第3号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>4 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成27年12月22日から施行する。</p>